

概要（実績評価書（案）のポイント）

施策目標Ⅱ-2-1

規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断
及び乱用防止を推進すること

確認すべき主な事項（実績評価書）

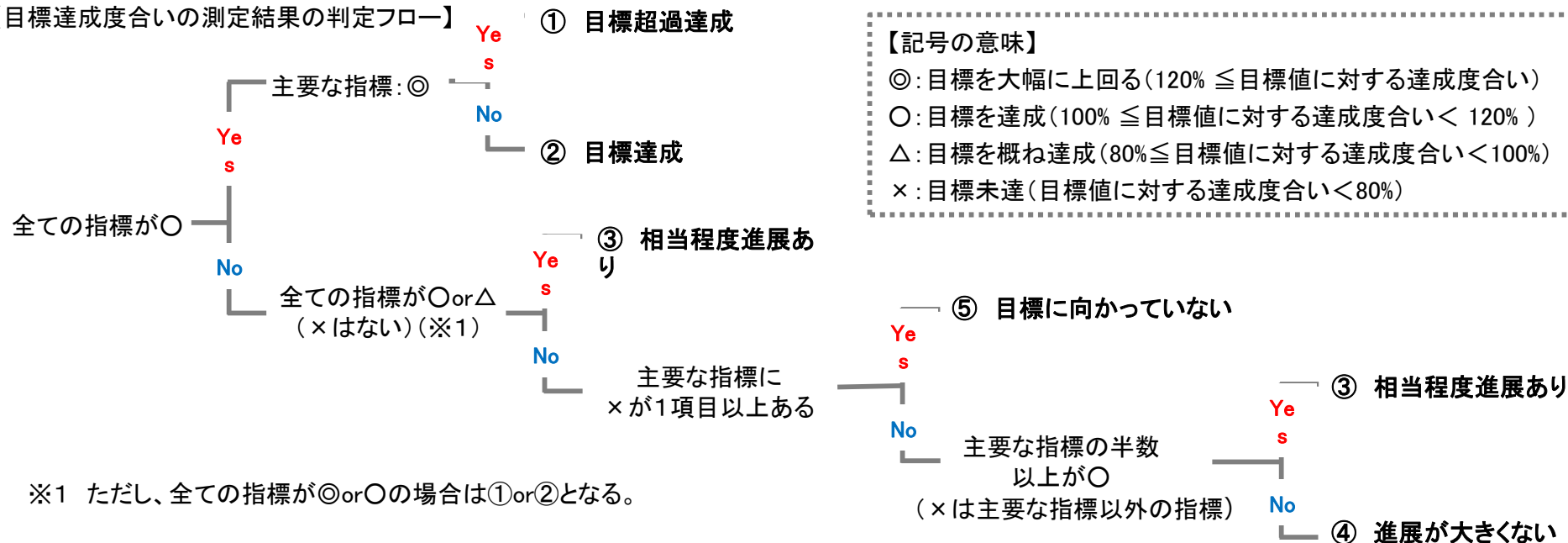
測定指標について	
1	各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。 (注1)当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。
有効性の評価について	
2	目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。
3	目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。
4	外部要因等の影響について、適切に分析されているか。
効率性の評価について	
5	目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。 (注2)複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。
6	施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。
7	目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。
現状分析について	
8	各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。
次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直し)について	
9	目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。
10	過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。
11	現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。
12	各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

厚生労働省における施策目標の評価区分（目標達成度合いの測定結果）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1－4 実績評価書様式の記載要領

各行政機関共通区分	要 件
①目標超過達成	全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
②目標達成	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
③相当程度進展あり	- 全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」(①もしくは②に該当する場合を除く)、 - もしくは、 - 主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの
④進展が大きくない	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

【目標達成度合いの測定結果の判定フロー】



厚生労働省における施策目標の評価区分（総合判定）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1－4 実績評価書様式の記載要領

【総合判定の区分】

総合判定区分		要件
A	目標達成	測定結果が①又は②に区分されるもの
		測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、目標を達成していると判断できるもの
B	達成に向けて進展あり	測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
		測定結果が④に区分されるもの
C	達成に向けて進展がない	測定結果が⑤に区分されるもの

（参考1）主要な指標の選定要件

- 達成目標ごとに1つ以上主要な指標を選定しなければならない。
- 主要な指標の選定基準は、以下のいずれかに当てはまると思料される指標から選定する。
 - ① 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
 - ② 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
 - ③ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

（参考2）参考指標

- 当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準（目標値）を定める測定指標としては適さないが、施策の実施状況や、施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われる指標。

（参考3）有効性の評価、効率性の評価、現状分析

【有効性の評価】

- 目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかを分析・解明する。
- 目標を達成できなかった場合には、その理由として以下の①～④等の観点から要因を分析・解明する。
 - ① 目標数値の水準設定の妥当性
 - ② 事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離
 - ③ 施策の具体的な仕組上の問題点
 - ④ 予算執行面における問題点

【効率性の評価】

- アウトプットに対してインプットが適切なものになっているか（コストパフォーマンスの観点）の分析。
- 事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入した全ての資源）が課題であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要となる。

【現状分析】

- 有効性の評価及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標についての総合的な評価や明らかになった課題を記載する。

【概要】令和6年度実績評価書（案）（施策目標Ⅱ-2-1）

基本目標Ⅱ： 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標2： 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること

施策目標1： 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

現状（背景）

○ 薬物乱用の根絶に向け、平成10年より「**薬物乱用防止五か年戦略**」を策定し、政府を挙げて総合的な薬物乱用対策を推進。現在は、令和5年8月に策定した**第六次戦略**に基づき、厚生労働省においては、未規制物質等の迅速な指定の推進、再乱用防止に従事する職員向けの教材等の作成や研修の充実、青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上等に係る各種取組を推進。

1. 薬物事犯の現状

- 令和6年中の薬物事犯の検挙人員：14,040人（速報値）（前年と同水準）
 - ・ 覚醒剤事犯の検挙人員：6,306人（速報値）（6年連続で1万人を下回った）
 - ・ 大麻事犯の検挙人員：6,342人（速報値）（過去最多の令和5年より361人（速報値）減少。30歳未満の検挙人員は検挙者全体の約7割で若年層の乱用拡大が顕著）
- 覚醒剤の再犯者率は年々上昇し、令和2年は68.6%で過去最多。令和6年は66.4%（速報値）と引き続き高水準の状態が継続。

課題1

- ・ 依然として薬物乱用の根絶に至っていない要因の1つとして、薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識が十分に普及していないことが考えられる。
- ・ 覚醒剤の再犯者率は高水準の状態が続いている。
- ・ 大麻の検挙人員のうち、30歳未満が占める割合が増加。

達成目標1

薬物乱用の根絶を図るため、総合的な対策を推進するとともに、薬物乱用防止に係る普及啓発や薬物の再乱用を防止するための取組を推進

【測定指標】 太字・下線が主要な指標

- 1 薬物乱用防止啓発訪問事業の学校等への訪問回数（アウトプット）
- 2 薬物乱用防止啓発訪問事業の啓発人数（アウトカム）
- 3 薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業参加者の継続的な支援実施率（アウトカム）**

【参考】4 麻薬の新規指定数（アウトプット）

- 5 薬物事犯の検挙人数（全薬物事犯、覚醒剤事犯、大麻事犯）、主な薬物の押収量（覚醒剤、大麻）（アウトプット）

2. 危険ドラッグ事犯の現状

- 令和6年中の危険ドラッグ事犯の検挙人員は745人（速報値）と令和5年（444人）より大幅に増加。少年の検挙人員も大幅に増加しており、若年層への拡大がより顕著。
- 危険ドラッグ販売店舗は平成27年7月に全て廃業に追い込んだが、令和5年に全国各地で新たに約300店舗確認。立入検査等を経て令和6年12月末時点で203店舗まで減少。

課題2

- ・ 新たな危険ドラッグの流通の遮断が必要。
- ・ 危険ドラッグの検挙人員の増加の一因として、危険ドラッグの危険性・有害性に関する正しい知識が十分に普及していないことが考えられる。

達成目標2

危険ドラッグの流通・乱用を防ぐため、新たに発見された乱用薬物を指定薬物に指定するほか、健康被害や乱用を防ぐための正しい情報の広報・啓発を推進

- 6 薬物乱用防止啓発訪問事業の学校等への訪問回数（アウトプット）
【再掲】
- 7 薬物乱用防止啓発訪問事業の啓発人数（アウトカム）【再掲】**

【参考】8 指定薬物の新規指定数（アウトプット）

- 9 危険ドラッグ事犯の検挙人数（アウトカム）

【概要】令和6年度実績評価書（案）（施策目標Ⅱ-2-1）

総合判定

赤字は主要な指標

【達成目標1 薬物乱用の根絶を図るため、総合的な対策を推進するとともに、薬物乱用防止に係る普及啓発や薬物の再乱用を防止するための取組を推進】

指標1: ◎ (目標達成率 166%) 指標2: ○ (目標達成率 100%)

指標3: △ (目標達成率 89%)

【達成目標2 危険ドラッグの流通・乱用を防ぐため、新たに発見された乱用薬物を指定薬物に指定するほか、健康被害や乱用を防ぐための正しい情報の広報・啓発を推進】

指標6: ◎ (目標達成率 166%) 指標7: ○ (目標達成率 100%)

【目標達成度合いの測定結果】

③ (相当程度進展あり)

【総合判定】

B【達成に向けて進展あり】

(判定理由)

- ・ 全ての指標が「◎」、「○」又は「△」となった。
- ・ 以上より、上記のとおり判定した。

施策の分析

《有効性の評価》

- ・ 指標1・6については、目標を達成できていることから、薬物乱用防止の普及啓発に関する施策が有効に機能していると評価できる。特に令和6年度は前年度より実績値が増加し、目標達成率166%と大幅に上回ったところであり、その要因としては、本施策の実施について関係省庁と連携し、教育現場等へ周知を行っていること等が考えられる。

《効率性の評価》

- ・ 指標1・6については、近年予算額が大きく変わっていない中、目標を達成できていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。

《現状分析》

- ・ 指標1・6については、近年実績値が増加傾向にあり、着実に取組が進められていると考えられる。

次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直しについて）

【達成目標1】

- ・ 指標1・2については、薬物乱用の防止を図るため、引き続き、目標に向け、着実に取組を進めていく。
- ・ 指標3については、薬物の再乱用を防止するため、目標値(95%)を達成できるよう、引き続き再乱用防止対策事業を鋭意進めていく。

【達成目標2】

- ・ 指標6・7については、危険ドラッグの危険性等に関する正しい情報の普及啓発を図るため、引き続き、目標に向け、着実に取組を進めていく。

第六次薬物乱用防止五か年戦略（概要）

令和5年薬物乱用対策推進会議決定

戦略策定に向けた5つの視点

・大麻乱用期への総合的な対策の強化 ・再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”強化 ・サイバー空間を利用した薬物密売の取締強化 ・国際的な人の往来増加への対応強化 ・薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

＜大麻の有害性・危険性・国内外の規制状況について周知＞

- 薬物乱用防止教室の充実強化
- 研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上

＜国際的な人の往来増加への対応としての啓発強化＞

- 海外渡航者に向けた、ウェブサイトを利用した周知の実施
- 諸外国における最新の薬物規制状況等の啓発資材への反映

＜デジタルツール等を効果的に活用した広報・啓発手法の強化＞

- 青少年の目に触れやすい広報媒体の活用
- 科学的知見に基づく情報の広報・啓発資材への反映による内容の充実

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

＜関係機関がより一層連携した「息の長い支援」の実施＞

- 刑事司法関係機関等による社会復帰支援の推進
- 大麻事犯の特性に対応した指導・支援の推進

＜治療等を提供する医療機関等の充実・強化＞

- 認知行動療法等の治療や回復プログラムの更なる充実
- 治療が可能な医療従事者育成のための研修の充実

＜大麻事犯者の再犯防止等に向けた効果的な対応の検討＞

- 薬物依存症等に関する正しい知識・意識の理解の促進
- 支援方針の研究及び支援による効果検証の推進

目標3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

＜薬物密売組織の弱体化・壊滅の推進＞

- 薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
- 合同捜査・共同摘発の推進

＜巧妙化する犯罪手口への対応強化と徹底した取締り＞

- サイバー空間を利用した薬物密売事犯への対応強化
- 大麻乱用期の早期沈静化に向けた徹底した取締り

＜新たに出現する未規制物質に対する速やかな規制＞

- 未規制物質や大麻濃縮物等の新たな規制薬物への対応
- 未規制物質等の迅速な指定の推進

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

＜密輸手口の分析と情報共有等を通じた水際取締り体制の強化＞

- 関係機関や事件等を通じた情報収集の推進
- 合同取締訓練実施による取締体制の連携・能力向上

＜大麻、大麻製品等の密輸事犯の対応強化＞

- コントロールド・デリバリー捜査の積極的な活用
- 関係機関による捜査手法の共有及び連携強化

＜国際的な人の往来増加への対応としての水際対策＞

- ウェブサイト等を活用した規制薬物情報の広報・啓発強化
- 国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発の実施

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

＜各国・地域間の違法薬物密輸・取引情報等の収集及び体制の強化＞

- 薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化
- 国際機関等との情報共有体制の強化

＜我が国の薬物乱用政策の積極的発信＞

- 国際的な理解獲得のための積極的な発信
- 国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携

＜海外関係機関への技術支援等を通じた連携強化＞

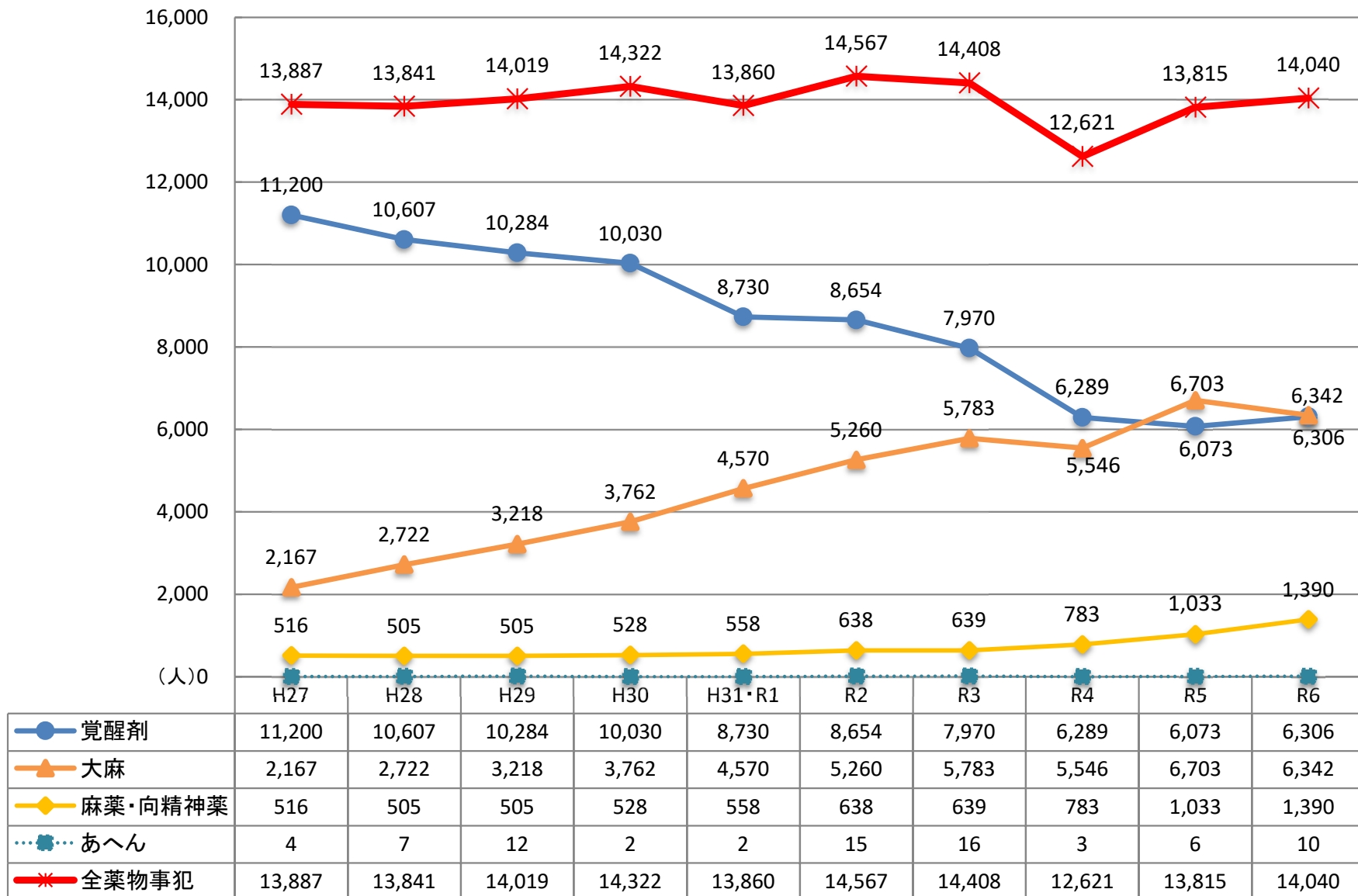
- 薬物仕出国等に対する技術支援等を通じた連携強化
- 薬物仕出国等への職員派遣を通じた国際的な連携強化

※項目は主なものを記載

薬物事犯検挙人員の推移

速報値

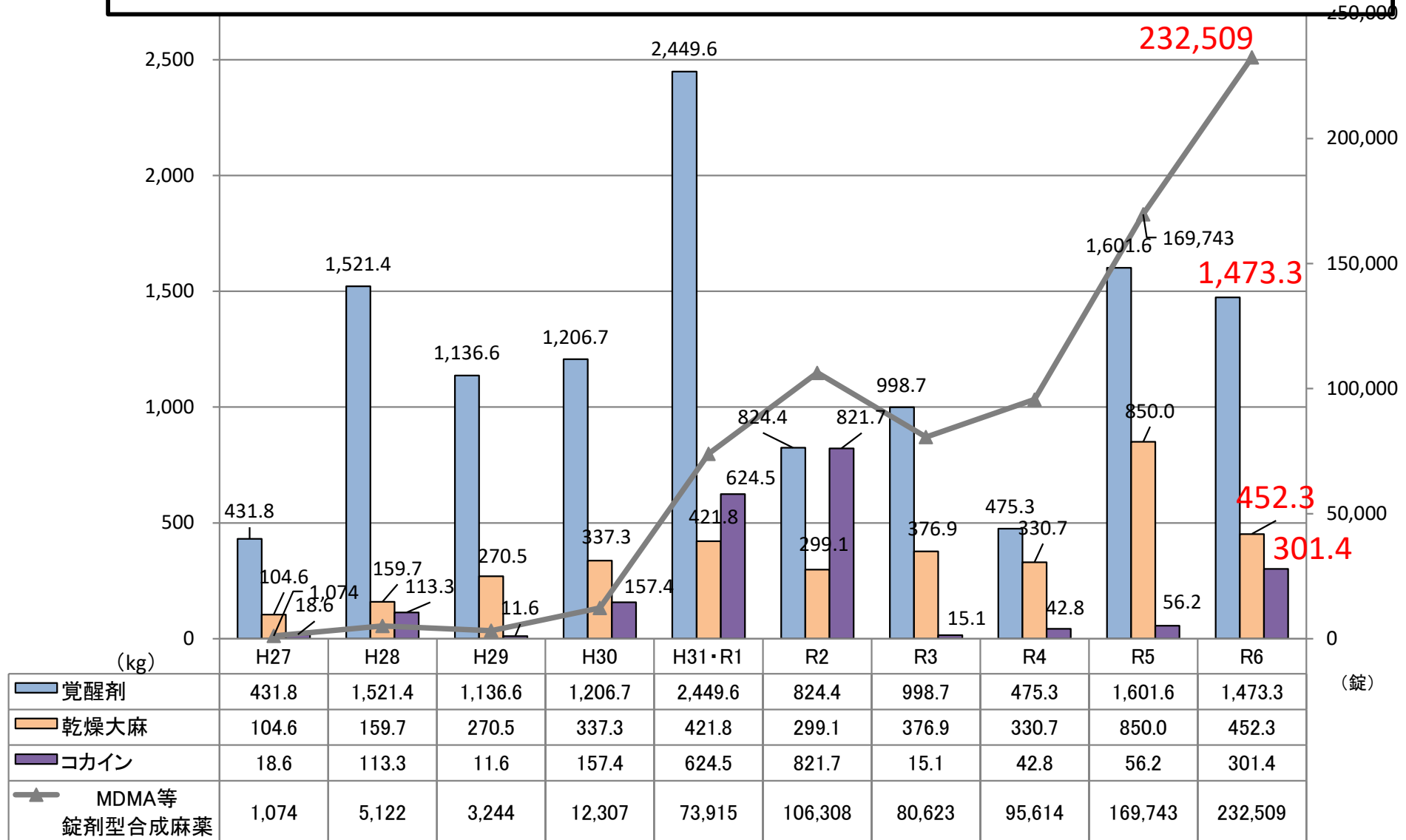
- 薬物事犯全体の検挙人員は、**前年より増加した**
- 大麻事犯の検挙人員は、減少したものの同水準で推移し、依然として覚醒剤の検挙人員を上回る結果となった
- 麻薬事犯の検挙人員は、**過去10年で最多であった前年よりも更に増加した**



薬物押収量の推移

速報値

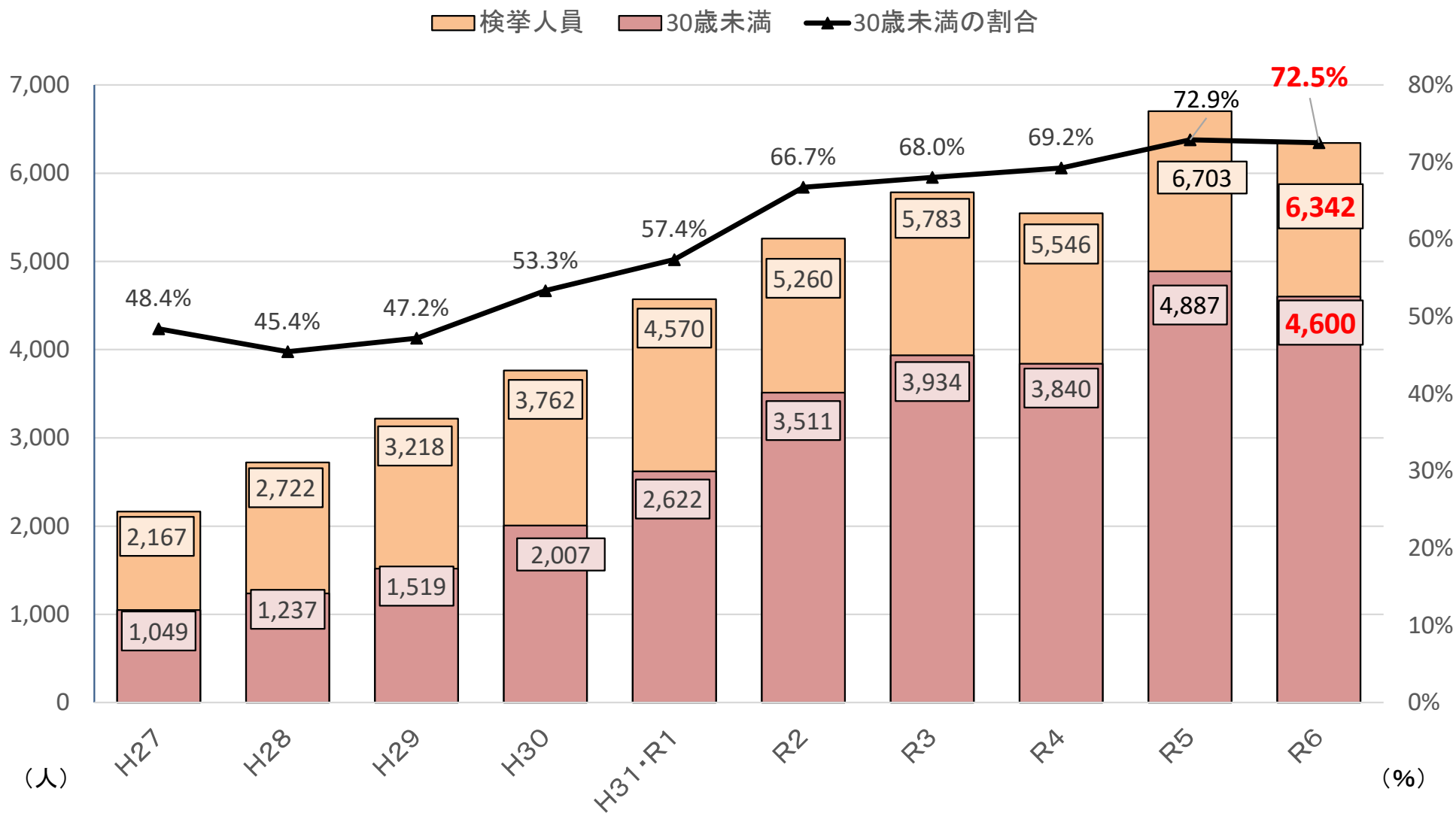
- 覚醒剤押収量は、前年より減少して、約1,470キログラムを押収
- 乾燥大麻押収量も前年より減少して、約450キログラムを押収
- MDMA等錠剤型合成麻薬押収量は前年より大幅に増加



大麻事犯における検挙人員及び30歳未満の割合

速報値

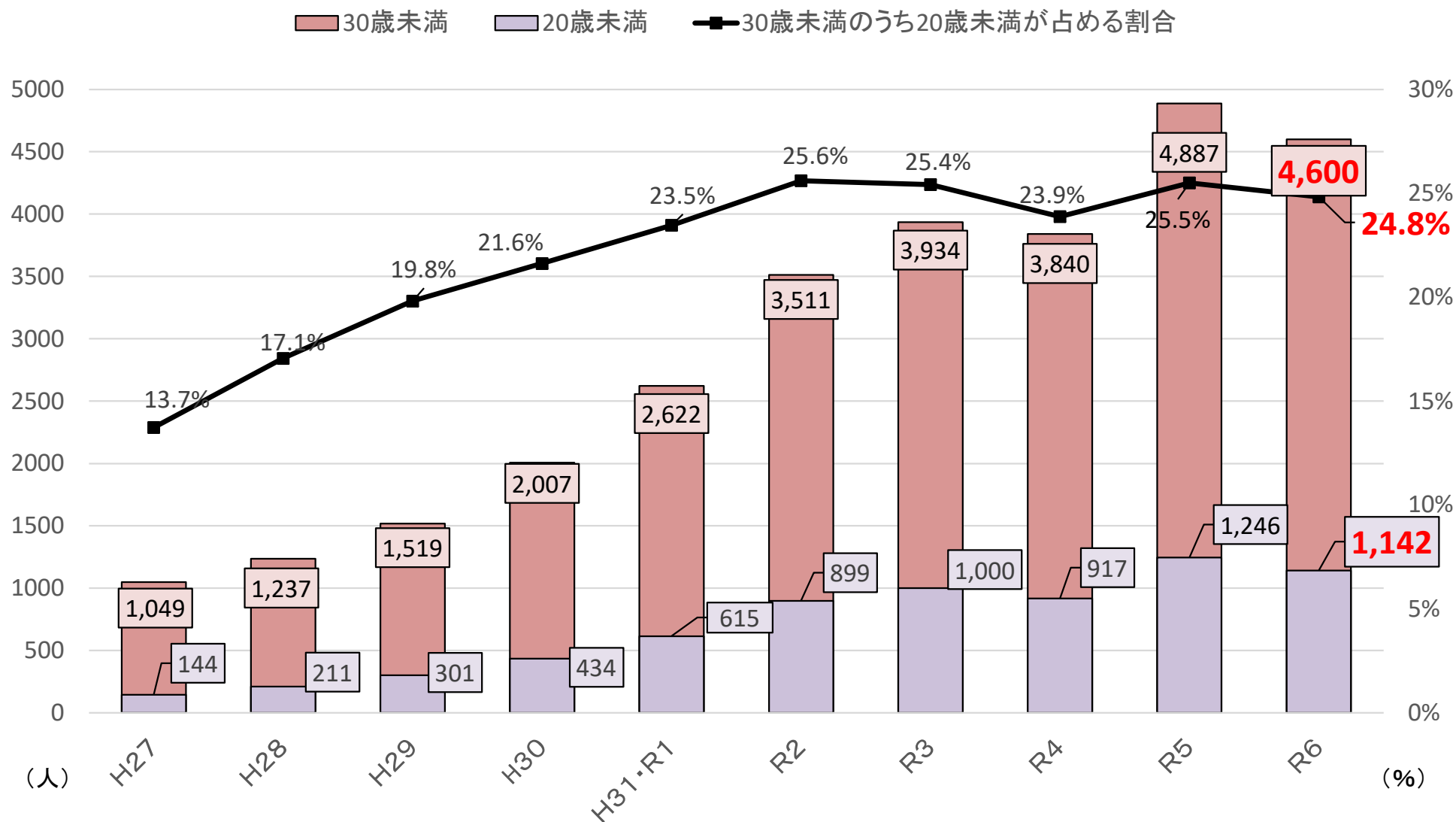
- 大麻事犯における30歳未満の検挙人員は、過去最多であった前年より減少
- 大麻事犯の検挙人員のうち、30歳未満が占める割合は72.5%



大麻事犯における20歳未満の検挙人員

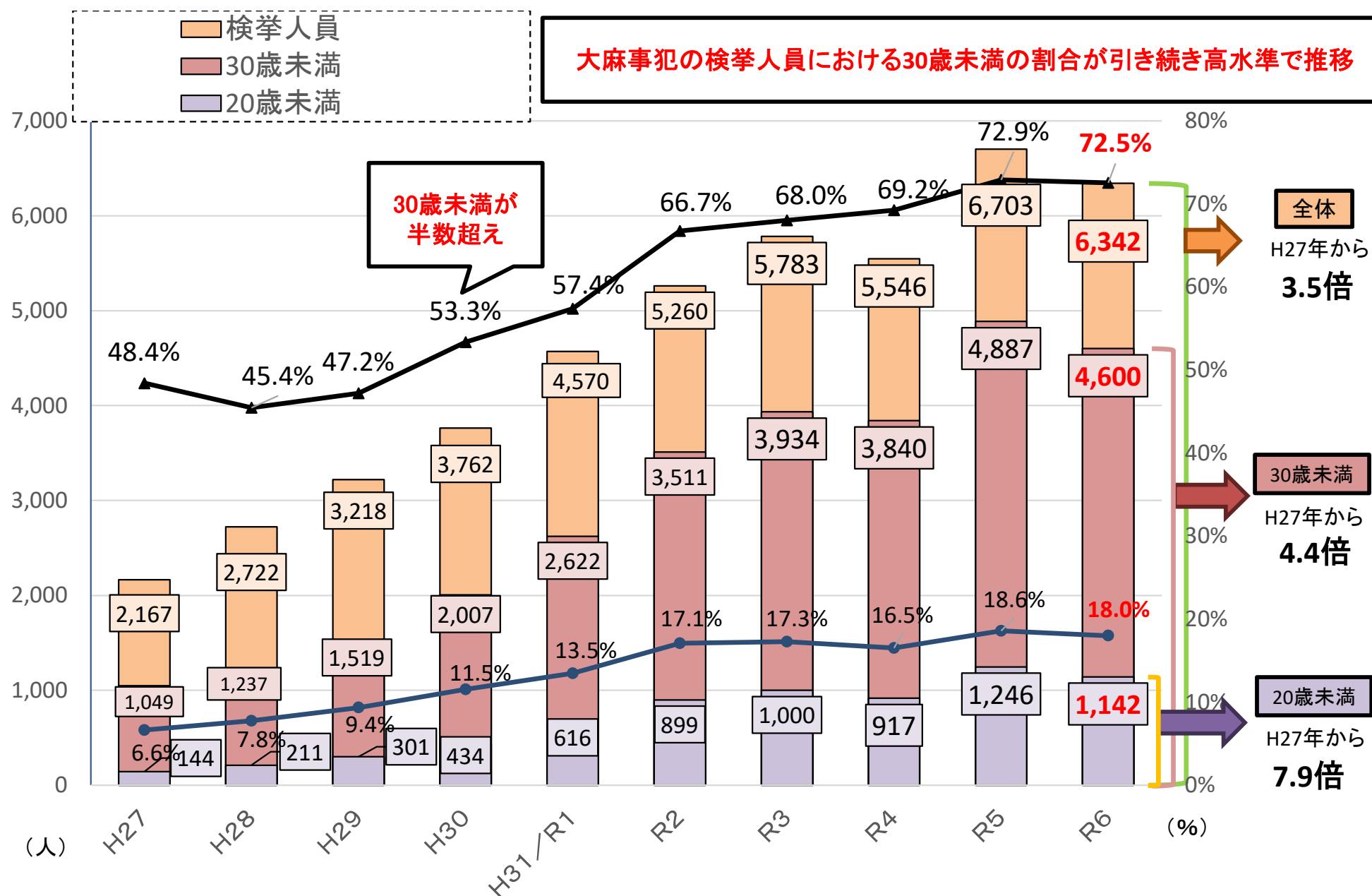
速報値

- 大麻事犯における20歳未満の検挙人員は、過去最多であった前年より減少
- 30歳未満の検挙人員のうち20歳未満が占める割合は24.8%



大麻事犯における検挙人員の推移（年齢別）

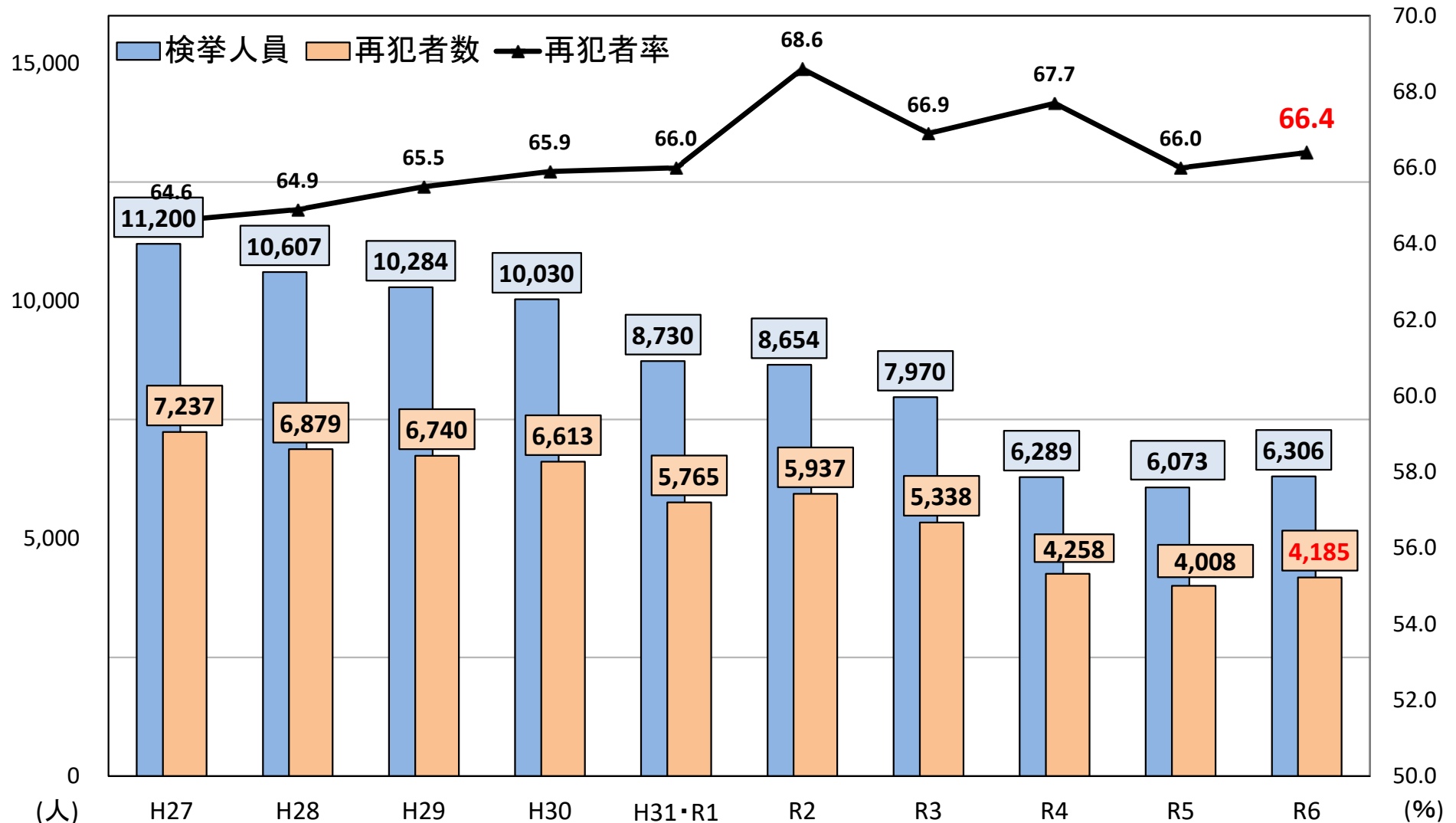
速報値



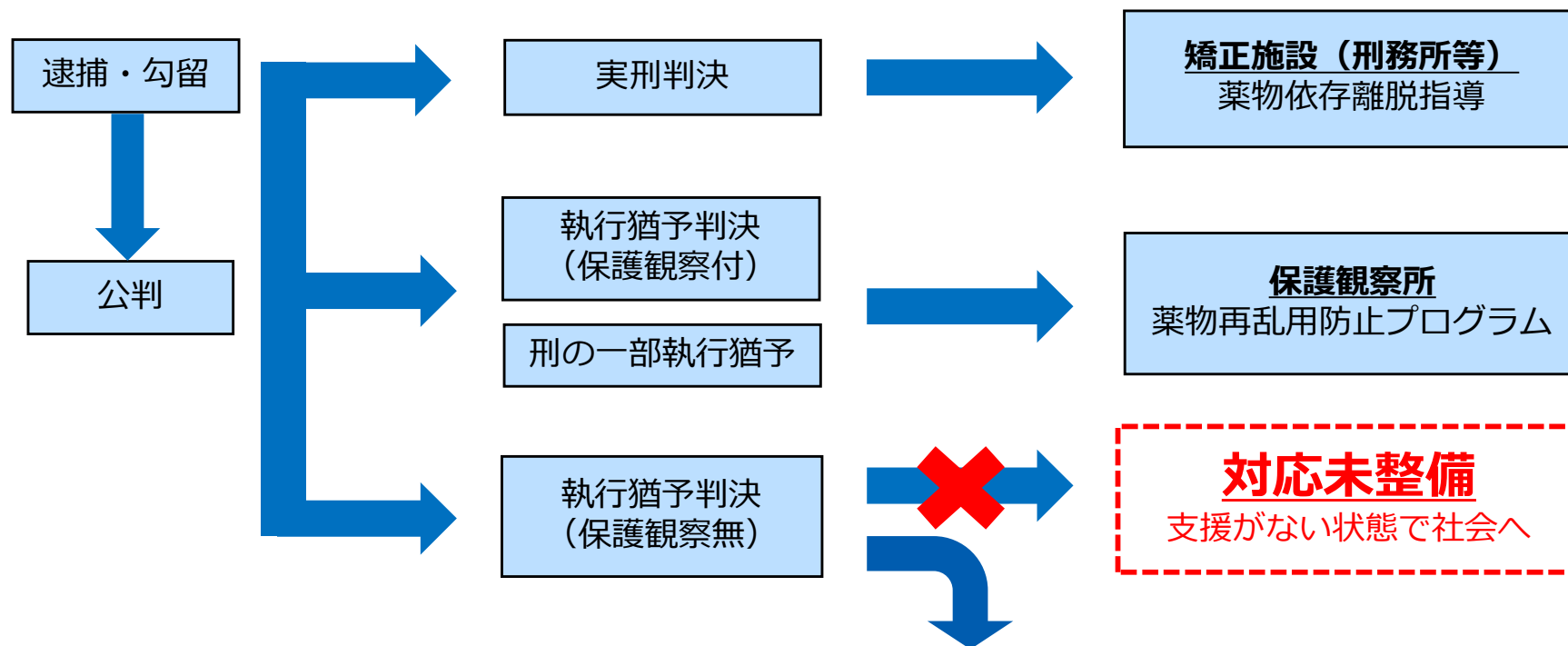
覚醒剤事犯における再犯者率の推移

速報値

○覚醒剤事犯の再犯者率は、前年よりわずかに増加して**66.4%**



薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業について

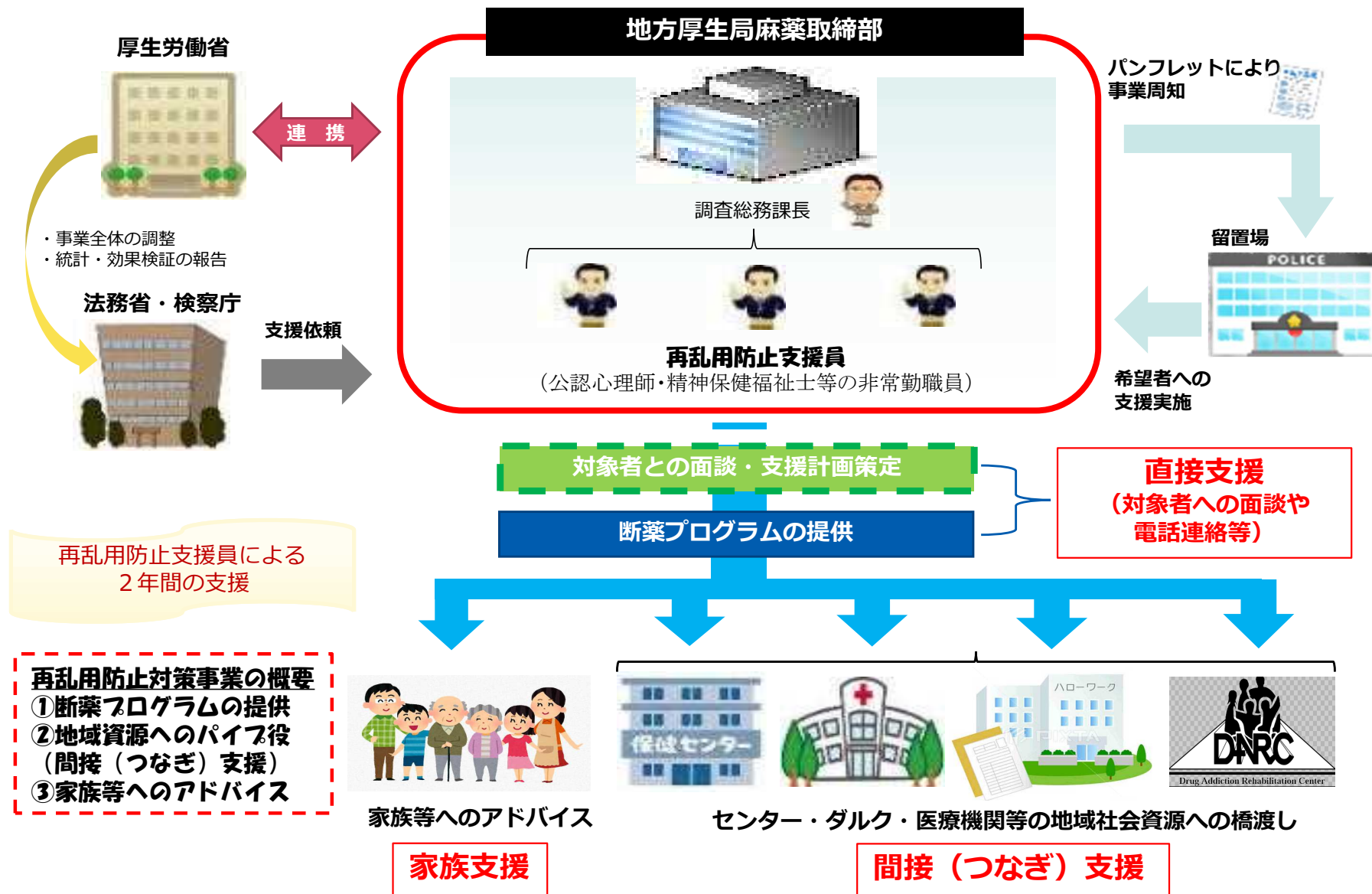


麻薬取締部による再乱用防止対策プログラム

執行猶予判決（保護観察無）を受けた薬物事犯者（初犯）等を中心に再乱用防止に向けた支援を実施。

- ①直接支援：支援対象者との面談、断薬プログラムの提供。
- ②間接支援：センター・ダルク・医療機関等の地域社会資源への橋渡し。
- ③家族支援：対象者の家族への電話連絡や面談。

再乱用防止対策事業のイメージ



厚生労働省における薬物乱用防止普及啓発活動

○青少年層への啓発

青少年の発達段階に応じた薬物乱用防止啓発読本を作成し、配布。

〈令和6年度実績〉

- ①小学6年生保護者向け ... 123万部
- ②高校卒業予定者向け ... 108万4千部
- ③青少年(有職・無職の未成年)向け ... 18万4千部

○様々な形態・媒体を通じた普及啓発の推進

小・中学校を始めとした教育機関等からの要請に基づき、薬物乱用防止教室等へ講師を派遣して、啓発を実施。また、FacebookやXを活用して情報を発信。

令和3年度から、新たな広報啓発の方法として、若年層の内、大麻への関心が高いハイリスク層をターゲットに、ウェブサイトやSNS、Youtube等にハイリスク層が興味・関心を持ちそうな広告を配信し、特設サイトに誘導するデジタル広報を実施。

○薬物乱用防止指導員の資質の向上

薬物乱用防止指導員や都道府県の啓発担当者等が、最新の薬物情報に基づいて薬物乱用防止の普及啓発ができるよう、全国7箇所で開催。(令和6年実績:札幌市、仙台市、東京都千代田区、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市)

薬物乱用防止啓発読本

【小学6年生保護者向け】【高校卒業予定者向け】

【青少年向け】



【デジタル広報の実績】

令和6年9月特設サイト開設、デジタル広告配信開始
モチーフをハイリスク層の心情に寄り添うものにし、相談窓口に繋がりをやすくする工夫を行った。

○配信媒体

リスティング広告: Yahoo、Google
バナー広告: X、Instagram、Facebook 等
動画広告: Youtube



▷動画広告



▷バナー広告